

# 休日保育のご案内

日曜日や祝日など施設が閉所している日に、仕事により家庭で保育できないお子さんを保育します。

## ● 休日保育の実施日

日曜日、祝日、12月29日、30日の施設が閉所している日

※ 12月29日、30日は入所施設にかかわらず全員に利用料がかかります。

※ 12月31日から1月3日までは休日保育を実施していません。

## ● 休日保育の利用時間

午前7時から午後6時まで ※ 延長はありません

## ● 実施場所

すずらん保育所 住所：帯広市柏林台西町5丁目1番地2

電話番号：36-2389



## ● 利用できる児童（下記の施設に入所する児童）

① 認可保育所、認定こども園（2号・3号認定の児童のみ）、小規模保育所（市の認可を受けた施設）  
事業所内保育所（市の認可を受けた施設）、へき地保育所

② 児童保育センター

## ● 利用料金

上記①の施設 0円

上記②の施設 2,000円

※ 同一世帯2人以上のお子さんが同時に利用する場合、2人目は1,000円、3人目以降は無料です。

※ 利用料は、利用日当日の登所時にすずらん保育所でお支払いいただきます。

## ● 利用の申込み

1ヶ月単位でお申込みいただきます。

「休日保育利用者登録台帳」と「休日保育利用日申込書」を**利用月の前月20日**（20日が日曜、祝日の場合、その前日）**までに入所している施設へ提出**してください。

※ 「休日保育利用者登録台帳」は、毎年度初回時のみご提出いただきます。

※ 「休日保育利用者登録台帳」と「休日保育利用日申込書」は入所している施設に置いてあります。

※ 利用日は、後日「休日保育利用決定通知書」で通知します。

## ● 持ち物

お弁当、着替えなど（詳細は休日保育のしおりをご覧ください。）

## ● その他注意事項など

○ 入所申込みや現況届提出時の就労証明書において、利用要件の確認をします。**就労証明書において休日の就労が確認できない場合は、再度、休日の就労が確認できる就労証明書の提出をお願いします。**

○ 申込みが多い場合は利用できないことがあります。

○ 事故（怪我）については、特別保育損害賠償保険（免責1万円）の適用となります。

各施設で加入している保険は適用になりませんので予めご了承ください。

○ 12月29日、30日（年末休日保育）については、通常の休日保育とは別に申込みが必要です。

申込方法などの詳細は11月頃に別途お知らせします。